厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成二十八年厚生労働省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条　法第十七条の二十四第四項第三号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。第十三条第一号リ、同条第三号及び第十六条第一号リにおいて同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 四　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーション（介護保険法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーションをいう。第十三条第一号リ及び同条第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 五　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導（介護保険法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。第十三条第一号リ及び同条第五号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 六　（略） 七　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーション（介護保険法第八条第八項に規定する通所リハビリテーションをいう。第十三条第一号リ及び同条第七号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 八　（略） 九　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護（介護保険法第八条第十項に規定する短期入所療養介護をいう。第十三条第一号リ及び同条第九号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 十～十二　（略） **第七条**　法第十七条の二十四第四項第五号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護（介護保険法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護をいう。第十七条第一号リ及び同条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 三　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーション（介護保険法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションをいう。第十七条第一号リ及び同条第三号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略）	**第五条**　法第十七条の二十四第四項第三号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護（介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。第十三条第一号ル、同条第三号及び第十六条第一号ヲにおいて同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 四　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーション（介護保険法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーションをいう。第十三条第一号ル及び同条第四号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 五　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導（介護保険法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。第十三条第一号ル及び同条第五号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 六　（略） 七　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーション（介護保険法第八条第八項に規定する通所リハビリテーションをいう。第十三条第一号ル及び同条第七号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 八　（略） 九　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護（介護保険法第八条第十項に規定する短期入所療養介護をいう。第十三条第一号ル及び同条第九号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 十～十二　（略） **第七条**　法第十七条の二十四第四項第五号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護（介護保険法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護をいう。第十七条第一号ル及び同条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略） 三　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーション（介護保険法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーションをいう。第十七条第一号ル及び同条第三号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項 イ～ハ　（略）